



### 在宅重度心身障害者の方へ 福祉手当金を支給します

昭和五十二年一月期支払分(昭)部分の、重度の精神の方、おと五十九年九月から十二月分まで、日本国民で、同程度以上の(で)の福祉手当金(制度)は、一月二十五日頃あなたの指定した金融機関に振込みしますので、お受取りください。支給する方は二十十五日頃ハガキで通知します。なお、該当する方は、次の要領で申請してください。

表一 所得制限

所得制限	所得
0人	700,000
1人	920,000
2人	1,180,000
3人	1,440,000
4人	1,700,000

表二 所得制限

所得制限	所得
0人	5,733,000
1人	5,982,000
2人	6,195,000
3人	6,408,000
4人	6,621,000

申請に必要なもの  
 ▼世帯主の住民票の写し  
 ▼戸籍簿  
 ▼障害者本人の申請書  
 ▼印かん  
 ▼昭五十二年の所得申告書  
 ▼昭五十二年の所得申告書  
 ▼昭五十二年の所得申告書  
 ▼昭五十二年の所得申告書

申請書は、二月十五日以前に、昭五十二年の所得申告書と一緒に提出してください。また、昭五十二年の所得申告書と一緒に提出してください。

表一 障害の程度

- 一 両眼の視力(矯正後)が0.1以下であること。
- 二 両耳の聴力(矯正後)が20デシベル以下であること。
- 三 両上肢(矯正後)の機能の障害が、日常生活に支障を及ぼす程度であること。
- 四 両下肢(矯正後)の機能の障害が、日常生活に支障を及ぼす程度であること。
- 五 両下肢(矯正後)の機能の障害が、日常生活に支障を及ぼす程度であること。
- 六 両下肢(矯正後)の機能の障害が、日常生活に支障を及ぼす程度であること。
- 七 両下肢(矯正後)の機能の障害が、日常生活に支障を及ぼす程度であること。
- 八 両下肢(矯正後)の機能の障害が、日常生活に支障を及ぼす程度であること。
- 九 精神障害があつて、前項と同程度以上の障害の状態にあること。

表二 所得制限

表三 公的年金受給制限

サリドマイト  
 被害者の方へ  
 第二次補償請求書  
 申請書  
 封書、またはハガキに住所氏名、年齢を記入し、お早めにお申し込みください。

### 対震安全装置付を 使いましよ……石油ストーブ

石油ストーブが使用できない状態に陥らないように、対震安全装置を付けることが大切です。

大地震の被害のうち一番恐ろしいのが火災によるものです。先の手前油地震で起きた火災の四〇％は石油ストーブから出火したのです。

東京都では、石油ストーブをはじめ、工場、事業所、店舗等では、対震安全装置を付けることが義務づけられています。

対震安全装置とは、地震の揺れによって、石油ストーブの燃焼器具が傾いたり、倒れたりすることを防止するための装置です。

対震安全装置には、対震安全装置(自動消火)の設置義務があります。

対震安全装置とは、地震の揺れによって、石油ストーブの燃焼器具が傾いたり、倒れたりすることを防止するための装置です。

### あなたの方へ 税金の還付申告はお早めに

サラリーマンの方で、次のような場合、確定申告をすれば税金が戻ります。

申告書は、二月十五日以前に、昭五十二年の所得申告書と一緒に提出してください。

あなたの方へ、税金の還付申告はお早めに。申告書は、二月十五日以前に、昭五十二年の所得申告書と一緒に提出してください。

### あなたの体力は?

ファミリー体力テストをどうぞ

あなたの体力年齢はどのくらいか。測定方法は、昭五十二年の所得申告書と一緒に提出してください。

### 空地の雑草は刈取りましょう

参加して  
 青年文化教室  
 料理科・茶道科・写真科  
 二月十日(水)・二月十一日(木)の毎週水曜日・木曜日計十二日間、午後六時三十分～八時三十分

### 保健所

育児・栄養相談  
 乳幼児を対象に保健婦と栄養士が、お子さんの発育や育児の心配、あるいは離乳食や栄養についての相談に応じます。

成人病予防のための栄養教室  
 成人病予防のための食生活、食生活の改善方法、栄養の重要性の講義を行います。

栄養指導講習会  
 初期の食生活、幼児期の食生活、小児期の食生活、成人期の食生活、高齢者の食生活、病者の食生活、妊婦の食生活、産後の食生活、介護者の食生活、高齢者の食生活、病者の食生活、妊婦の食生活、産後の食生活、介護者の食生活

### 掲示板

職員募集  
 職種 児童厚生員  
 資格 満三十五歳未満の女子で、次の条件に適合する者

加入手続き  
 国民健康保険には、職場の健康保険に加入している方と、その家族に生活保護を受けている方との家族以外の方は、加入しなければなりません。

国民年金相談  
 毎月第三金曜日午前九時から午後三時三十分まで、昭五十二年一月二十一日(金)です。